

回 覧 令和4年5月15日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分類】	【No.】	【内容】
〈重要〉	1	◆第4弾 みまたん応援プレミアム付商品券事業を行います
〈募集〉	2	◆令和4年度就業支援講習会「調理師試験準備講習会」の受講生を募集します ◆三股町ファミリー・サポート・センターの「まかせて会員」を募集します
	3	◆町立文化会館20周年記念 町民参加型演劇出演者募集！
〈お知らせ〉	4	◆県防災士養成研修を実施します ◆町学校給食会のパート職員を募集します
	5	◆5月は自動車税種別割を納める月です ◆第11回令和4年度「地区座談会」中止のお知らせ ◆家内労働(内職)情報をお知らせします
	6	◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

マイナンバーカードで「コンビニ交付」！

(※マイナンバーカードと4ケタの暗証番号、現金が必要です)



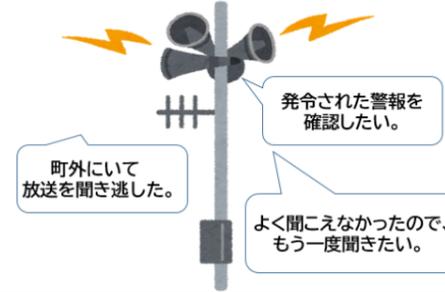
詳しくは左のQRコードからご確認ください。

★お問い合わせ 町民保健課 戸籍住民係 ☎52-9630

防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418

※どちらの番号でも同じ内容です。



【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

【問い合わせ】 総務課 危機管理係 ☎52-1110 (直通)

【分類】	【No.】	【内容】
〈保健と福祉〉	7	◆家族介護慰労金のお知らせ
〈高齢者〉		◆特定高齢者福祉用具給付事業のお知らせ
	8	◆【新規】高齢者補聴器購入補助金のお知らせ
〈農林畜産業関連〉		◆畜産農家の皆さんへ 毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です
	9	◆6月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします
〈相談〉	10	◆「消費生活無料法律相談」を実施します ◆「行政相談」を実施します
	11	◆「人権相談」を実施します ◆「無料法律相談」を実施します ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています



◆第4弾 みまたん応援プレミアム付商品券事業を行います

新型コロナウイルス感染症の拡大で落ち込んだ町内各事業者の売上向上と、消費者の購買意欲の向上を目的とし、町内世帯を対象に「第4弾 みまたん応援プレミアム付商品券」を販売します。

■商品券の名称

みまたん応援プレミアム付商品券

■商品券発行総額

1億6,900万円（13,000セット分）

■商品券の構成

○商品券の種類

- ①全店舗券 大型店と一般店舗の両方で利用できる券
- ②一般店舗券 一般店舗のみで利用できる券

○商品券の内容

1セットを10,000円で販売

※1セットの内訳

全店舗券6,500円分と一般店舗券6,500円分の合計13,000円分
商品券はすべて500円券になります。

■商品券の購入申し込みについて

○商品券購入申込書配達（世帯主宛に配達します）

5月16日（月）～5月31日（火）

○商品券購入申し込み期限

6月10日（金）まで（返信用封筒で郵送申し込み）※当日消印有効

○商品券申し込み上限

1世帯2セットまで



■商品券購入引換券の発送

6月24日（金）～7月25日（月）に特定記録郵便で配達予定

※不在の場合は、ポストへ投かんされます。

※7月25日（月）までに届かない場合は、7月28日（木）以降に役場へお問い合わせください。

■商品券の販売について

○商品券販売期間

7月11日（月）～10月31日（月）の平日午前9時～午後5時

○商品券販売場所

三股郵便局、蓼池郵便局、宮村郵便局

○商品券購入時に必要なもの

窓口で購入する人の本人確認書類（次のいずれか）をお持ちください。

- ・運転免許証 ・マイナンバーカード ・旅券（パスポート）
- ・健康保険証 ・障がい者手帳 ・住民基本台帳カード ・年金手帳

■商品券の使用について

○商品券の有効期間

8月1日（月）～12月31日（土）

○商品券の販売開始日と商品券の使用開始日

- ・郵便局での商品券販売開始 7月11日（月）から
- ・各店舗での商品券使用開始 8月1日（月）から

※7月に購入しても、7月中の使用はできませんのでご注意ください。

○商品券の使用可能店舗

三股町商工会加盟店舗



★お問い合わせは、

企画商工課 商工観光係（3階 ②番窓口）

☎：52-9085（直通） お願いします。



詳しくは
こちらから

募 集

◆令和4年度就業支援講習会「調理師試験準備講習会」の受講生を募集します

■対象者 = ○県内のひとり親家庭の母、父および寡婦で、調理実務経験が2年以上あり、県が実施する調理師試験を受験する人。
※5月9日(月)～6月3日(金)に調理技術技能センターへ願書の提出が必要です。

○講習会の全日程に出席できる人

■講座内容 = 調理師試験準備講座(13時間45分)

会 場:JA AZMホール 本館2階 大研究室
(宮崎市霧島1-1-1)

定 員:30人程度

※先着順になりますので、早めにお申し込みください。

■開催日時 = 7月30日(土)、31日(日)

午前9時～午後4時20分

■受講料 = 無料 ※ただし、テキスト代は受講生負担です。

県内保健所で購入してください。

■申込方法 = 次の書類を準備し、申込期限までにお申し込みください。

①令和4年度就業支援講習会受講申込書

(様式は、県母子寡婦福祉連合会の公式サイトからダウンロードするか、町役場福祉課まで取りに来てください。)

②「児童扶養手当証書」「ひとり親家庭医療費受給資格者証」の写し

■申込期限 = 6月30日(木)

★お申し込み・お問い合わせは、

宮崎県母子寡婦福祉連合会

〒880-0007 宮崎市原町2番22号(宮崎県福祉総合センター内)

☎/ファクス:0985-22-4696

公式サイト(「宮崎県母子寡婦福祉連合会」で検索) にお申し込みします。



◆三股町ファミリー・サポート・センターの「まかせて会員」を募集します

ファミリー・サポート・センターは、子育てを助けてほしい人(おねがい会員)と子育てを援助したい人(まかせて会員)が助け合いながら子育てを支援する会員組織です。講習会の開催に合わせて、子育てを援助してくれる「まかせて会員」を募集します。地域で一緒に子育てのお手伝いをしませんか。

■まかせて会員の条件 =

1. 町内在住で20歳以上の心身ともに健康な人
2. 子育て支援に意欲のある人
3. 性別は問いません



■まかせて会員になるには =

1. センターが実施する講習会を受講する(全7講義、2日間)
2. センターに入会申込書を提出する

■講習会の日程 =

○日 時: 6月14日(火) 午前8時40分～午後3時30分

6月15日(水) 午前8時50分～11時

※2日間とも受講が必要です

○場 所: 町総合福祉センター「元気の杜」

○内 容: 保健師、管理栄養士、小児科医、心理士などによる子ども・子育てに関する講義

○受講料: 無料

■活動の内容 =

子どもの預かりや保育園などの施設への送迎など

※預かる子どもの年齢、活動の内容、日時などは選ぶことができます。

※有償ボランティア活動です。(平日1時間あたり600円、土・日・祝日は800円)

※補償保険に加入しています。(保険料はセンターが負担)

★お申し込み・お問い合わせは、

ファミリー・サポート・センターたんぽぽ ☎:51-5688 にお申し込みします。

◆町立文化会館20周年記念 町民参加型演劇出演者募集！

12月、町立文化会館20周年記念として、『おはようわが町』に続く新たな町民参加型演劇を上演します。

つきましては、参加者を募集します。

経験の有無は問いません。感動を生み出す舞台をめざし、幅広い世代の皆さんとともに、楽しく稽古をしながら、みんなで記念の作品をつくりあげましょう。町民の皆さんからの、たくさんのご応募をお待ちしています。

定員	約20人(参加無料) ※できるだけ申込者全員を受け入れることができるように調整していきます。
対象	町内在住または職場が町内もしくは三股町出身で <u>おおむね小学校4年生以上の人</u> 。ただし「 <u>上演日の2日間とも必ず参加できる人</u> 」とします。
上演日 (予定)	12月24日(土)・25日(日)
稽古	<u>7月7日(木)</u> から、原則 <u>毎週木曜日</u> の午後7時～9時30分。 <u>公演の約10日前からは毎日の稽古になる見込み</u> です。 場所は主に文化会館です。
応募方法	申込書を「町立文化会館」「町立図書館」「町役場 総合受付」 「町立文化会館公式サイト」で入手してください。 申込書に必要事項をご記入になり、 町立文化会館へご提出ください。
申込期限	<u>6月30日(木)</u>



公式サイトは
こちらから

Q&A!

Q.「演劇経験がありませんが、大丈夫でしょうか…」

A. 心配は要りません。稽古は楽しい雰囲気が進みますし、たくさんの方の皆さんに参加してもらおう企画です。

Q.「せりふは覚えるのですか？」

A. せりふは覚えます。本番までの期間が6カ月ほどありますので、みんなが楽しみながら稽古をして覚えていきます。

Q.「演じる作品は何ですか？」

A. 令和2年度の演劇の台本を書く講座、戯曲講座「せりふを書いてみる？」で生み出された三股町の物語です。

「芸術文化の地産地消」を目指し、今回募集する町民の皆さんのほか、出演者・音楽・台本も、町立文化会館にこれまで関わった人や育ってきた人を中心につくりあげ、本町でしかできない作品を上演します。

構成・演出／永山智行

構成・演出を手掛ける永山智行氏は、門川町および三股町立文化会館を拠点に全国で活躍。30周年を迎えた「劇団こふく劇場」の代表であり、宮崎県立芸術劇場演劇ディレクターを約10年務めた、劇作家・演出家。

「空の月、胸の石」「北へ帰る」での日本劇作家協会新人戯曲賞候補を皮切りに、数々の戯曲賞を受賞。「so bad year」でAAF 戯曲賞受賞。

町立文化会館では、19年目を迎える小中高生を対象にした演劇ワークショップ「みまた座」や「戯曲講座ーせりふ書いてみる？ー」の指導、まちドラ！フェスティバルディレクター、劇団こふく劇場の定期公演のほか、小学校巡回公演事業などをおして、本町の舞台芸術文化の振興発展や人材育成に尽力している。



★お問い合わせは、

町立文化会館 ☎:51-3462 にお願ひします。

◆県防災士養成研修を実施します

地域防災活動の中核的な人材となる防災士を養成するため、防災士養成研修を実施します。町では災害に強いまちづくりを推進するため、防災士資格取得者に助成金を交付しています。

■内 容 =

防災士資格取得には、次の4つの課程を完了することが必要です。

- ①県が実施する「防災士養成研修」基礎コースの受講
 - ②課題レポートの提出
 - ③「防災士養成研修」専門コースの受講
 - ④日本防災士機構が実施する「防災士資格取得試験」を受験し合格すること
- ※別途、消防署や日本赤十字、自治体が発行する「救急救命講習」を受講し、修了証を取得する必要があります。

■日程および研修場所 =

【基礎コース】※次の日程①②のどちらかで受講してください。

日程①:7月2日(土) 午前9時～午後5時15分(予定)

日程②:8月3日(水) 午前9時～午後5時15分(予定)

場 所:都城市(詳細未定)

【専門コース】

日 程:12月～令和5年3月頃(予定) 2日間

場 所:都城市(詳細未定)

※新型コロナウイルスの影響などにより、日程や会場が変更となる可能性があります。あらかじめご了承ください。

■防災士資格取得助成制度 =

町では防災士の資格を取得し、地域防災に協力するなど、交付要件を満たす人へ、受講料・登録費用経費を助成します。

■申込方法と期限 =

6月17日(金)までに総務課危機管理係へお問い合わせください。

※会場の定員数になり次第、募集を締め切ります。

早めに申し込みをしてください。

★お問い合わせは、

総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通) お願いします



◆町学校給食会のパート職員を募集します

町学校給食会では、町立学校給食センターで働く人を募集しています。希望する人は町学校給食センターまでお問い合わせください。

■仕事内容 =

- ・調理の下処理業務(野菜を洗う、皮むきなど)
- ・片付け業務(食器(食器洗い機使用)・食缶、調理器具などの洗浄)
- ・洗濯業務(作業白衣の洗濯・乾燥)
- ・物資受け取りおよび調理に係る業務

勤務時間	月曜～金曜 午前8時15分～午後4時 月に14日以内(学校の長期休業中は休み) (休憩:午後0時15分～午後1時)
休 暇	週休2日(土曜・日曜)、祝日 学校の長期休業中(春休み、夏休み、冬休み)
募集人員	1名
給 与	時給 821 円
雇用期間	契約日～令和5年3月31日 (労災保険・雇用保険あり)

■応募方法 =

学歴、経験、免許・資格、年齢は問いません。

町立学校給食センターまで、履歴書を提出してください。

■選考方法 =

面接を行います。面接日などは、応募者に連絡します。

★お申し込み・お問い合わせは、

町学校給食会(町立学校給食センター)

☎:52-4610 お願いします。



◆5月は自動車税種別割を納める月です

自動車税種別割は、4月1日現在で宮崎運輸支局に登録のある自動車の所有者または使用者に課税され、納期限は5月31日(火)です。

金融機関、県税・総務事務所、コンビニエンスストアでの納付のほか、スマートフォンなどからのクレジットカード納付・アプリ決済も可能です。(詳しくは納税通知書の裏面および同封のチラシをご覧ください。)

なお、障がいのある人のために使用する自動車は、一定の要件に該当している場合、納期限までに申請することで自動車税種別割が減免されることがありますので、お早めにご相談ください。

★お問い合わせは、

都城県税・総務事務所

納付に関すること ☎:23-4516

減免に関すること ☎:23-4517 をお願いします。



◆第11回令和4年度「地区座談会」中止のお知らせ

「自立と協働が織りなす 元気あふれるまち 三股」の実現へ向けて、毎年5月から6月にかけて開催している「地区座談会」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度、3年度に続き本年度も中止します。皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

★お問い合わせは、

企画商工課 企画政策・デジタル推進係

☎:52-1114(直通) をお願いします。



◆家内労働(内職)情報をお知らせします

県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。



◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください。(ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください。)

電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わることがあります。

令和4年4月22日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町、 都城市内(要相談)、 小林市内一部地域	1個 10円~50円
部品組み立て、 部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個 0.3円~1.8円
婦人服のホック付け、 ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円~
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円~20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万~4万5千円

◎事業所の方へ

内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください!

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています

都城就職相談支援センター(都城・小林地区)		
所在地	都城市北原町24街区21号 宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内	
TEL/FAX	0986-25-0300	
受付日	月~金曜(土、日、祝日は休みです)	
受付時間	午前9時~午後5時	

より詳しい情報は で

◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容 =

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車(新車および中古車の購入時の設置は除く)に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

(購入する前に、申請が必要です。)

■補助対象装置 =

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者 =

- ①町内に住所がある自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費および補助額 =

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取り付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法 =

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



★お問い合わせは、

総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)
☎:52-1110(直通) お願いします。

◆家族介護慰労金のお知らせ

重度の要介護高齢者を在宅で介護するご家族の中で、次のすべての要件を満たす主たる介護者に慰労金を支給します。

■対象者の要件 =

- 要介護高齢者が65歳以上で、介護保険の要介護4、5またはこれに相当すること
- 要介護高齢者と介護するご家族が同一世帯であり、無報酬で日常生活を介護していること
- 申請日の属する年度において、要介護高齢者の世帯全員が住民税非課税であること
- 過去1年間に、介護保険サービスを利用せず、在宅で介護していること。
(通算して7日以内の短期入所生活介護または短期入所療養介護のサービスを除く。)ただし、医療機関に入院した場合は、入院期間を除いて1年以上であること。
- 要介護高齢者と介護するご家族が申請日の1年前から町内に住所があること

■支給金額 =

年額10万円

※手当の支給を希望する人は申請が必要です。



★お問い合わせは、

高齢者支援課 介護高齢者係(1階 ⑦番窓口) ☎:52-9062(直通)
をお願いします。

◆特定高齢者福祉用具給付事業のお知らせ

外出や入浴時に転倒などの不安がある高齢者に福祉用具を支給し、日常生活の安全性を高め、自立した生活を支援します。希望する人は、お問い合わせください。

■対象者 =

町内に住む満65歳以上の在宅の人で、介護保険サービスの対象とならない人のうち身体機能が低下し、福祉用具を必要とする人。町が対象者の調査を行い、給付の可否を判断しますので、必ず購入前の申請が必要です。

■対象福祉用具 =

腰掛便座 入浴補助用具 歩行器 歩行補助つえ(多点つえ)

■費用 =

対象者の自己負担は、福祉用具購入金額の1割です。ただし、福祉用具ごとに限度額を設定しています。限度額を超えた金額は、全額自己負担となります。

■その他の注意事項 =

- 予算の範囲内での支給です。
- 申請時または調査時に、申請者の身体状況などを考慮した結果、要介護認定の申請が適当と思われる場合は、要介護認定申請のご案内をいたします。

★お問い合わせは、

高齢者支援課 介護高齢者係(1階 ⑦番窓口)
☎:52-9062(直通)
をお願いします。



◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は
「町内一斉消毒の日」です

先月、茨木県と群馬県の養豚場において豚熱の患畜が確認され、また、山口県内では、野生イノシシの感染が拡大しており、本地域への侵入リスクはますます高まっています。口蹄疫も国外で継続して発生していますので、引き続き伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

- ① 長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ② 踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③ 農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④ 早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。
農業振興課（役場3階 ③番窓口）までお越しください。

★お問い合わせは、
農業振興課 畜産振興係（3階 ③番窓口）
☎：52-9088（直通） お願いします。



◆【新規】高齢者補聴器購入補助金のお知らせ

町では、聴力低下へ早期に対応し、認知症やフレイルの進行を緩やかにすることで生活の質を維持し、社会交流を図りながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、難聴により生活に支障が生じている高齢者に補聴器購入にかかる費用の一部を補助します。希望する人は、必要書類を渡しますので町役場高齢者支援課までお越しください。（書類は、町公式サイトからダウンロードもできます。）

■補助対象者 =

- 町内に住所がある満65歳以上の人
- 耳鼻科の医師の診断を受け、補聴器の必要性を認める証明（医師意見書）を受けた人（中等度難聴程度・医師の判断による例外あり。）
- 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない人
- 町税などの滞納のない人

■補助の流れ =

① 申請書の入手	高齢者支援課で、申請書と医師意見書を受け取る。
② 耳鼻咽喉科の受診	医師意見書用紙を持って、耳鼻咽喉科を受診する。 （受診料・検査料・文書料等は自己負担。）
③ 申請・決定	ア 申請書と医師意見書を介護高齢者係に提出。 イ 町から補助決定通知書と請求書の用紙が届く。
④ 購入	補聴器を購入し、購入店舗から領収書（宛名は申請者本人）をもらう。請求書に領収書と保証書の写しを添付し、介護高齢者係に提出する。 ※ 決定通知前に購入したものは、補助対象外。
⑤ 補助	指定口座に補助金が振り込まれる。

■助成内容 =

30,000円を上限に、1人1回限りの助成です。

※助成対象は、管理医療器としての補聴器本体と付属品（集音器は対象外）

※故障、修理、メンテナンスなどは対象外です。

※予算の範囲内での支給となります。

★お問い合わせは、

高齢者支援課 介護高齢者係（1階 ⑦番窓口）

☎：52-9062（直通） お願いします。



公式サイトは
こちらから

◆6月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします



■6月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	<p>回収日：6月22日(水) 時 間：《午後1時30分～3時》 ※回収日が雨天で回収できなかった場合の予備日：6月29日(水) ○雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。 ○回収日以外は受け入れできませんのでご注意ください。</p>
場 所	町一般廃棄物最終処分場（クリーンヒルみまた）
搬入方法	<p>土・くずなど異物を取り除き、種類別・色別に分別して10～15kg程度にひもなどで縛って搬入してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>注意①： サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が違うため、分別して処理してください。 注意②： 金属の付いているビニールなどは、必ず金属部分を取り除いて持ち込んでください。</p> </div> <p>※分別は、右のページの表を確認してください。</p>
注意事項	<p>○処理料金は現金支払いです。 ○処分場内は徐行運転で走行してください。 ○町では、上記の日時・場所のみで処分できます。 本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃棄プラスチックを持っていくことはできません。</p>

農業用廃棄プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者（農業経営者）が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

■農業用廃棄プラスチックの分別方法

**分別が徹底されていない場合
持ち込みをお断りします**

○搬入方法・分別方法が分からないときは、必ずお問い合わせください。

①農ビフィルム 〈処理料金 1kgあたり11円〉

種 類	注 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ・農ビマーク入りのもの ・透明の農ビ 	<ul style="list-style-type: none"> ・10～15kgのつづら折りにする。 ・サイドの耳ひもは取り除く。 ・農ビ以外のものを混入しない。

②ポリ(PO) 〈処理料金 1kgあたり33円〉

種 類	注 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ・軟質ポリ ・ポリ系フィルム ・不織布、灌水チューブなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・シート状のものは、重さ10kg前後にまとめて、ダンバンドなどで結束する。

③その他 〈処理料金 1kgあたり55円〉

種 類	注 意 点
<p>①農ビフィルム ②ポリ以外の農業用廃棄プラスチック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブルーシート ・サイレージネット ・ポリ製農薬容器 ・水稻用育苗箱 ・農業用タンクなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハトメなどの金属部分があれば除去すること。 ・農薬容器は、中身をきれいに洗浄し、乾いた状態で搬入する。

※農業用廃棄プラスチック以外の農業用廃棄物(ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど)は、回収できません。
産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。

★お問い合わせは、農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎:52-9086(直通) にお願ひします。

◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【三股町】 6月9日(木) 【都城市】 6月24日(金)
時 間	【三股町】 午後1時30分～4時30分 【都城市】 午後1時～4時
場 所	【三股町】 町福祉・消費生活相談センター 【都城市】 消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申 込 方 法	・相談内容を把握するため、 <u>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</u> ・消費生活に関する法律相談です(<u>個人間トラブル、相続、事業者からの相談等は対象外</u>)。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



★お問い合わせ・お申し込みは、
町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
都城市消費生活センター ☎:23-7154 をお願いします。

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	6月6日(月)	6月20日(月)
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



★お問い合わせは、
総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通) をお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談 =

期 日	6月2日(木)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	くわはた みよこ 葉畑 実余子、 たけのうち すずこ 竹ノ内 鈴子 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局 都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

★お問い合わせは、

・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通)

・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局

☎:22-0490 をお願いします。



◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	6月15日(水)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめ事など、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は 予約制 です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

★お申し込み・お問い合わせは、

町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

■相 談 日 = 毎週月曜・水曜・金曜 ※祭日は除く

■時 間 = 午前9時～午後5時

■場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、

町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

